

アメリカ教育省設立法案をめぐる行政動向に関する 一考察：カーター政権期からレーガン政権期を中心 に

梶原，健二
九州大学大学院人間環境学府：博士後期課程

<https://doi.org/10.15017/25371>

出版情報：教育経営学研究紀要. 15, pp.57-64, 2012-09. The Laboratory of Educational
Administration, Educational Law, Graduate School of Kyushu University

バージョン：

権利関係：

アメリカ教育省設立法案をめぐる行政動向に関する一考察 —カーター政権期からレーガン政権期を中心に—

梶原 健二
(九州大学／大学院生)

- I はじめに
- II 教育省設立の経緯
- III 教育省による行政政策の変容
- IV おわりに

I はじめに

1. 研究の目的

本稿は、1980年アメリカ合衆国教育省（U.S. Department of Education、以下アメリカ教育省）の格上げに係る法案内容を整理し、教育省の胎動期から設立直後における連邦政府による教育行政の変容を考察することを目的とする。

連邦政府による教育行政の歴史を辿れば、その開始は1867年となる。第17代大統領アンドリュー・ジョンソン（Andrew Johnson）によって初期アメリカ教育省（the first Department of Education）は開省したのであるが、その主とする目的は、アメリカ国家を網羅する学校についての情報を収集し統計分析を行うことであった。しかしながら、その任務は地方教育区（local schools）より不当な教育行政への介入であるという批判を受け、1868年にはすぐに「省」からアメリカ教育事務局（an office of Education）へ格下げとなる。その存在は内務省（the U.S. Department of the Interior）の下部組織の小さな一つであった。

その後長い期間、教育事務局は情報収集等の業務を担ったが、1939年連邦保安局（the Federal Security Agency）の下部組織となり改めてアメリカ教育局（the office of Education）として認知昇格されることになった。背景にはフランクリン・ルーズベルト（Franklin Roosevelt）大統領の大恐慌対策として始まるニューディール政策があったことと推測できよう。教育による国民への貧困対策の必要性が国家レベルとして動き始めた。

その後1953年、アメリカ教育局は保健教育福祉省（the Department of Health, Education, and Welfare: HEW）に移管され、その存在は閣僚組織

の重要なポストに成長した。1950年代・60年代の政治体制の変化や公民権運動といった社会運動は、教育行政において連邦政府の財政援助へのニーズを拡大させたのである。

1970年代に入りその教育援助ターゲットは、人種マイノリティ、女性、障がい者、そして英語を母国語としない人々にまで目を向けるようになり、アメリカ市民を援助するプログラムはますます拡大し、いよいよアメリカ教育省設立の胎動期を迎える。（U.S. Department of Education 2010:3）

以上ここまで、アメリカ教育省の小史を概観すれば、教育行政を司る部局のプレゼンスは、大統領政府によるリーダーシップが少なからず影響している。特に1930年代以降、アメリカが世界の中で、その経済力・軍事力・文化力の存在感を表すようになってからは、連邦政府の国家戦略に係る役割は、他の国にはみられない変革の歴史がみられる。

今村（1987）は、1981年から87年にかけてのアメリカの教育改革を丹念に精査し「ニューディール以来、アメリカの公共哲学の主流であり続けた「福祉リベラリズム」に代わって「新保守主義」が急速に抬頭して、レーガン政権の国内外の政策のガイドラインを提供した」とし、「教育に、あらがい難く政治的色彩を帯びさせ」たと論じる。

また待鳥（2009：a）は、政治制度の視角から1980年代以降のアメリカの政局動態を「大統領と連邦議会は、（中略）常に緊張関係と協調関係が存在し、そこに政党が絡むことによって、アメリカの政策過程と政府運営は多様」になったと論じる。政党が絡むとは、アメリカの二大政党である民主党と共和党のことである。

今村の論をもって補足すれば、両党の一般的な

見解としては、民主党は「大きな政府」を掲げる労働者や進歩的知識人の支持が強い「福祉リベラリズム」、共和党は「小さな政府」の下、資本家の支持が強く保守的なイデオロギー（共和主義）となろう。

本稿の視角は、待鳥の指摘するアメリカの執政制度（二大政党の関係）に着目しながら、今村が考察しえなかったレーガン（Ronald Reagan）政権期前の民主党カーター（Jimmy Carter）政権期の連邦政府の動向に焦点をあてることである。そして本稿のねらいは、カーター民主党とレーガン共和党の教育行政動向の違いを考察することである。

具体的な考察資料は、連邦議会上院が提出した「アメリカ教育省設立の草案」⁽¹⁾とカーター大統領による「大統領によるアメリカ教育省設立の関する教書」⁽²⁾を用いる。

2. 問題の所在

アメリカ合衆国憲法（以下、アメリカ憲法）修正第10条は「憲法により連邦政府に委任されない権限は、（中略）各州あるいは人民に対して留保される」と規定している。

教育に関して明確な責任規定のないアメリカ憲法ゆえに、各州は教育についてそれぞれ適切と思われる教育制度を組織し監督する十分な権利と責任を併せ持つ。そして州法による公共教育機関設立の規定は様々であるものの、当該学校の管理・運営については地方当局（学区）・教育委員会等（local board of education）が少なからず責任を負う⁽³⁾。

上述した内容は、1977年にアメリカの保健教育福祉省（HEW）が刊行した『アメリカ合衆国の教育』の一般原則の章にある。

続けて、「アメリカ合衆国の教育制度の非中央集権的特質、多元的性格及び民主主義的な教育の取り上げ方を歴史的に性格づけた多様性と柔軟性とは、（中略）学問の尊重と十分な中等後教育の機会を創造し（中略）才能ある学生たちが、世界の文学、科学、社会及び政治の指導者たちの間で、国際的な頭角をあわらしてきた。（傍点筆者）」と締めくくる。

しかしながら、先にあげた報告書が発行されたわずか1年後の1978年8月、上院議員で構成され

た国務委員会は「アメリカ教育省設立の草案」を提出する。そして本草案の中には、1年半の審議と各省庁との聞き取り調査によるとなっている。

そうであるならば、アメリカ教育省の設立計画は、1976年には始まっていたということである。法案が企画され具体的にまとめられるには1年半の時間は必要なことは当然と考えられるが、それにしてもある程度早い時期から、『アメリカ合衆国の教育』の内容に反して、議員レベルではアメリカ教育省の設立を働き掛けていたと推測できよう。

1971年当時、上原（1971：a）は、「人権尊重と地方自治の精神を、教育の発展に即して、国全体としてひずみなく一様に実現していくためには、伝統的な地方分権の制度自体がかえって具合の悪いものとなり、これに対する何らかの修正が必要になった」とし、「全国の教育をコントロールする教育省が存在せず、（中略）法律上決定的な力をもつまでには至っていない」（同1971：b）が、教育・人種問題における憲法判例を通じて、連邦政府による教育行政への中央集権への傾斜がみられると分析している。

上原の考察に依拠すれば、連邦政府はすでに1970年代には、教育省という強い中央集権体制への道のりを歩みだしていたのかもしれない。

さらに付け加えるならば、時の大統領カーターにより法案審議の「教書」が出されたのは1979年2月であり、最終的に「アメリカ教育省設立法案（Department of Education Organization Act）」⁽⁴⁾が施行されたのは、彼が政権を追われる直前の1980年まで遅れている。

以上のように、「アメリカ教育省設立法」成立には少なくとも4年は要した。それはカーター大統領の政権時期を同じくしている。アメリカ教育省設立という政策導入の背景にはどのような要因があり、また連邦レベルによる教育行政の役割とは何であったのか、以上2つを本稿の問いとする。

II 教育省設立の経緯

1. カーター政権以前のアメリカ教育局の役割

アメリカ教育史上において第一の教育改革の起点は1958年国家防衛教育法成立である。当時ソビエト連邦による人類初の人工衛星「スプートニク

1号」の打ち上げ成功は、連邦政府に科学教育や研究の重要性を再認識させ、大きな予算と努力が割かれるなど危機感の中でアメリカの軍事・科学・教育が大きく再編された。

国家防衛教育法下の連邦教育行政について上原は、本法案には「連邦の教育統制禁止 (Federal Control of Education Prohibited)」がしっかり規定されているものの、連邦補助金については、州政府への分配段階を「素通り」して、直接に個人・学区・大学と結合しており、かつ州への補助金申請における規定についても、教育局長官による厳しい費目・配分方法・使用条件等の書類審査が義務づけられており、連邦と州との関係から見れば、明らかに連邦政府による教育行政の中央集権化に傾倒した形がみられると考察している。(上原 1971 : 163 - 165)

上記のように連邦政府による中央集権化の傾向は、財政面で 1958 年「国家防衛教育法」制定時に胎動していたと考えられる。

では 1960 年・70 年代におけるアメリカ教育局の役割とはどのようなものだったのであろうか。

当時、連邦政府の多くの省庁は、種々の教育活動を行っており、なかでももっとも広範囲に教育問題がかかわっているのが保健教育福祉省 (HEW) であった。

アメリカ教育局はその下部組織であり、1867 年に設置され、HEW のなかでは最も歴史が古く組織も最大であった。教育局長官を長とし、特定教育目標達成のために連邦議会で立法化された 120 ほどの教育事業の管理について主たる責任を負っていた。また HEW、同省担当次官補がその長であり、その機構はアメリカ教育局の他に、国立教育研究所 (the National Institutes of Education: NIE) 及び次官補官房 (the Office of the Assistant Secretary for Education: ASE) を組織していた。

教育担当次官補官房は教育局の諸施策及びこれと密接に関連ある事業計画担当部局との調整にあたるほか、以下にかかげる、特別に国家的重要性をもつ 3 つの部局が管理運営する事業について直接責任を負っていた。

①国立教育統計センターは、アメリカ及び諸外国の教育に関する統計その他のデータを収集・配布し、かつそうした統計の意義と重要性を専門的に分析した報告書を出版する。

②中等後教育改善資金は、財団構想にのっとり、助成金の交付活動を行う。その使命とするところは「中等後教育の改善、革新、及び改善の促進を援助して、中等後教育の機会改善」のための助力をすることにある。

③連邦教育問題協議会 (Federal Interagency Committee on Education: FICE) は、連邦政府省庁の教育活動調整を助け、教育問題について保健教育福祉長官にアドバイスをを行う。約 30 の政府機関から派遣されている FICE の代表委員たちは、HEW 教育担当次官補主宰のもとに定期的に会合する。FICE の小委員会は、いくつかの連邦政府機関が分担している重大な教育問題—たとえば貧困状態にある者への教育、教育工学、教育と労働、研究・開発あるいは消費者保護教育等についての作業を行う。

つまり連邦政府 (HEW) のアメリカ教育局の重要な役割とは、立法府の委任と憲法による制約の範囲内で、教育の振興と、財政援助を行い、かつ広く国民的な関心を呼び起こす教育論争の場合はリーダーシップをとることであった。さらに連邦政府は、アメリカ国民すべてが有する無償の公教育と、教育機会の均等の権利を保護することに対して責任を有していた⁽⁵⁾。

この「教育機会の均等の権利」については、連邦政府が教育行政に介入する法的根拠の一つであり、それはアメリカ憲法第 8 条 [連邦議会の立法権限] 1 項にある「共同の防衛および一般の福祉」に依拠する。

以上を整理すれば、第一の改革前のアメリカ教育局の中央集権化の兆しとは、①「広く国民的な関心を呼び起こす教育論争」の観点からの国家防衛教育法を制定、②「教育機会の均等の権利」に依拠する公民権運動にみる人種問題の解決、そして③「無償の公教育」を約束した連邦政府の財政援助の増加であった。

そしてこの政治的背景には、ケネディ (John F. Kennedy) 大統領とジョンソン (Lyndon Johnson) 大統領という二代の民主党政権が、連邦議会の協力を得て、社会経済的弱者の権利擁護に積極的に動いたことにあった。

しかしながら、反面、公民権運動の成立は、民主党基盤である中産階級の労働者や南部白人層に対し、アメリカの社会文化面での伝統的規範が崩

れてゆく不安を与えた。加えてヴェトナム戦争の泥沼化は大きな財政赤字を生む。(待鳥 2009: 25)

2. アメリカ教育省設立への過程

(1) 1978 年上院議員による法案提出—リビコフ (Abraham Ribicoff) 元 HEW 長官の教育政策—

さてジョンソン政権後、1969 - 76 年はヴェトナム戦争終結をスローガンに大統領選に勝利した、共和党の二人によるニクソン・フォード (Richard Nixon, Gerald Ford) 時代となる。しかしながら、ニクソンのウォーターゲート事件による政権失脚は、共和党への政治不信感を払拭できないと同時に、財政赤字対応の減税も、当時は連邦議会で民主党が多議席を維持していたため思い通りには進まなかった。1970 年代の政局の力関係は、連邦政府による政治主導ではなく連邦議会による法案可決が優先となった。

以上のような状況の下、1978 年にアメリカ教育省設立の政策立案を担当した上院議員がいた。その人物がコネチカット州上院議員であったリビコフ元 HEW 長官であった。

リビコフの行政経験をたどると、1961 - 62 年にケネディ政権時に HEW 長官を務めていたキャリアを持つ。リビコフは在任時、若者の雇用機会均等法及び消費者保護教育の行政に携わっていた。その後、ケネディ亡き後、彼は長官の座を辞しコネチカット州の上院議員として国政にかかわっていたのである。

1960 年代当時—国家防衛教育法後—の教育行政の事情をしり、また議員として国民の関心事に目を向けていたリビコフらによる「アメリカ教育省設立の草案」の内容とは如何なるものだろうか。

本法案の目的に焦点を当てよう。まずは、アメリカ教育局の業務の広汎化について、「現在教育局は約 300 のプログラムを抱え、運営は約 40 省庁との連携している。そしてその教育支出額は 25 億ドルになった」と記されている⁽⁶⁾。そして連邦政府として、教育関連プログラムがより効果的に公正的に機能するよう国家 (nation) レベルでの対応が求められていると提案されている。

次に対策として、連邦政府として取り組むべき責任として、10 項目について詳細にあげられるが、その内容を総括すれば、人種・貧困・性別による

差別をなくす教育政策、成人 (職業) 教育、家庭 (親) 教育の援助、教育の質を上げるための政策、学校運営への支援、社会 (地域) 教育の強化等があげられている。

最後にその事由としては、「教育困難にある州政府」として、現在のアメリカの教育の質は「壊滅の危機 (near-crisis proportions)」と表現され、アメリカの国民の 60% が教育の質の低下を実感していること、高校卒業時のアチーブメントテスト (the Scholastic Aptitude Test: SAT) が 1967 年から 1977 年にかけてすこぶる低下を見せていることを強調している。加えて、州政府間の教育財源のバラつきが拡大し、「教育機会の均等の権利」の点において教育行政・運営に問題がおきているとしている⁽⁷⁾。

本草案は、当時民主党が掲げた「大きな政府」案としての財政援助を基盤としているが、しかしながら注視しなければならない点は、それまでの連邦政府による介入とは違い、学力低下を懸念した教育の質の底上げを目的とした教育プログラムへの介入含まれていることである。

(2) 全米教育協会 (The National Education Association : NEA) の影響

スターリングスは、アメリカ教育省設立の背景には、全米教育協会 (NEA) の働きが重要だったとする。

全米教育協会の歴史は古く、設立は 1857 年、約 100 名の教育者があつまり、白人・黒人の差別なく公教育として、読み・書き教育を始めたのがきっかけである⁽⁸⁾。

その後約 150 年の活動を経てその会員メンバーは増加の一途をたどり、1972 年には NEA は連邦政府にとって強大な財政支援団体に成長していた。そして 1975 年 NEA の強力な政治団体は、アメリカ教育省設立のロビイングとともに民主党大統領候補として立ったジミー・カーターの支援につく。大統領キャンペーンにとって NEA メンバーの票は、選挙の勝敗を左右するほど大きかった。

(Stallings 2002: 10-12)

結果的にカーターは NEA の指示という後押しもあり、1976 年の大統領選に勝利し民主党は政権を担うこととなった。

さて、先にあげた民主党多数派による「アメリカ教育省設立草案」と NEA が推したカーター政権

により、アメリカ教育省の設立は支障なく進むと思われた。だがしかし実際は、カーター政権崩壊時の1980年という約3年のタイムラグを生じさせた。

(3) 政党政治の影響

その理由は、カーター政権にとってアメリカ教育省設立は、個人的には重要課題ではあったが、政権閣僚はトッププライオリティにはあげていなかったからである。(Stallings 2002: 4)

待鳥(2009:b)がカーター政権は「ヴェトナム戦争と石油危機直後の経済と外交が困難を極めた最中に自律性を強めた議会と向き合い、民主党が多数であったにもかかわらず、苦しい政権運営を続けねばならなかった」と論じるように、アメリカ教育省設立法案は連邦政府によって連邦議会への提出を一度見送っていた。

共和党いわゆる保守派の主張とは、「小さな政府」と「減税政策」であり、連邦政府の教育介入による中央集権化と教育支援の財政問題は、断固として受け入れないと予想したと推測される。

事実、カーター政権時代には、民主党富裕層による民主党離脱がおり、次のレーガン政権においては「レーガン・デモクラット」の指示を集めている。

とはいえ、カーター大統領は、最終的に1979年アメリカ教育省設立教書を連邦議会に要請し、1979年10月17日「アメリカ教育省設立法案」は連邦議会を通過したのである。カーター大統領が政権を追われる六ヵ月前であった。

新生アメリカ教育省は、概して4つの部局によって構成された。それらは①公民権局 (Office of Civil Rights)、②高等教育局 (Office of Postsecondary Education)、③初等中等教育局 (Office of Elementary and Secondary Education)、④教育調査改善局 (Office of Educational Research and Improvement)であった。

また省への格上げで、様々な省よりプログラムの所管移動が行われたが、それらの省は保健教育福祉省をはじめ、労働省・国防省・全米科学財団・司法省・住宅都市開発省であった。

そして、カーター大統領によって任命された初代教育省長官は、ハフステッドラー (Shirley M. Hufstedler) 長官である。六ヵ月前という短い在任期間ではあったが、彼女はアメリカ教育省の存

在意義を以下に強調した。

アメリカ教育省の財政援助は、アメリカ国民のあらゆる児童生徒に有効に活用し、決して教育団体へのサポートを行わない。アメリカ教育省の支援は、子どもとその両親に常に目を向ける。加えて、教育行政における連邦—州—地方学区の連携関係 (「cooperation」) は大切であり、国家発展における教育政策及び国内における「教育機会の均等の権利」の保証はアメリカの政治的議題である。

アメリカ教育省は教育問題に対して受け身 (「reactive」) ではなく積極的に支援 (「proactive」) する責任を負うと主張したのである。(Stallings, 2002: 4)

そしてその積極策とは、アメリカ教育局にはなかった教育を受ける「子どもやその保護者、そしてすべてのアメリカ市民」を対象という各個人レベルへの対応をアピールした点であろう。

しかしながら、その財政援助に関しては、次期レーガン政権のはげしい反対にあうことになる。

III 教育省による行政政策の変容

1. ベル (Terrel H. Bell) 教育省長官の教育行政

周知のとおり、レーガン大統領の政権政策はアメリカ教育省の解体であった。つまり、共和党である彼は、財政援助削減のみならず、教育行政の統治権自体を含めて州と地方学区へ戻すことを優先政策としていた。

しかしながら、教育省解体に歯止めをかけたのは、2代目教育省長官に任命されたベル長官であろう。レーガンにより任命されたベル長官ではあるが、実は彼は、先のリビコフ上院議員が作成した「アメリカ教育省設立の草案」作成において、聞き取り調査の100人のインタビューであり、その当時アメリカ連邦教育委員会のメンバーとして、教育省設立に賛成の意を表明していた。

ベル長官の生い立ちは、彼は軍役後、高校教師とバスのトラック運転手をしながら、アイダホ大学で教育学修士、そしてユタ大学にて教育学博士号を取得している。いわゆる教育現場を経験し、知識を積んだ教育学者である。

彼の行政経験の見識からして、当時アメリカの

教育の実態を深く理解していたに違いない。

また何よりベル長官の最大の業績としてあげられるのは、レーガン大統領への「卓越した教育に関する国家委員会」(1981年)発足への進言と、その18か月後に同委員会が発行する『危機に立つ国家』(1983年)⁹⁾を世に送り出したことであろう。同書が提示した国民の学力低下問題は、アメリカ社会に大きな衝撃を与え、アメリカ教育史上第二の改革を引き起こす一皮肉にもこの「危機」は1978年の「アメリカ教育省設立の草案」の時点で指摘されていたのではあるが一。

しかしながらその改革路線は、先述したとおり、アメリカ教育省設立当初の目的であった民主党が目指す恵まれない環境にいる児童生徒への財政援助策ではなかった。レーガン政権は、着実に教育費の削減を行いながら、教育の質改善を目指していく戦略をとった。その戦略手法こそ、教育行政に民間企業の競争原理を導入するというニューパブリックマネジメントであった。

2. レーガン政権の教育政策の特徴

『危機に立つ国家』以降、レーガン政権による教育省解体への圧力はなくなった。

とはいえ、先述したニューパブリックマネジメントによる公教育政策は、教育の統括権は州政府や学区の責任であることを強調しながら、財政面に関しては一気に補助金の合理化を推し進めた。たとえば特に、初等中等教育の補助金は7億ドル削減され、特別教育プログラム予算は8年間で28%の削減を行った。

さらに、1980年代中・後期は、教育の評価結果を重視した競争的な財政援助策を、アメリカ教育省からのトップダウン政策として行った。この政策を後押ししたのは、学力低下問題の原因の一つと考えられた若者風俗文化の荒れが、保護者を中心としたアメリカ市民対し学校への不信感を与えたと推測される。

父権的規律を重んじる共和党保守派の父母にとって、『危機に立つ国家』の影響力は、教育問題を中央政府の政治的議題まで押し上げた。

結果、圧倒的な宣伝活動と教育達成目標を促進することで、1960・70年代の教育機会の平等と拡大から1980年代は経済的効果と教育の質向上に転化させたことである。(坪井1998:315)

さらに1980年代後半には、今日につながる学校選択やバウチャー制度といった政策の萌芽へと発展していく。

教育の質に説明責任を課す教育政策を強力に進めたのは、1985年、ベル長官の後に就任するベネット(William J. Bennett)長官である。彼の在位期間は、レーガン大統領と時を同じくする。

ベネット長官は「教育省は、経済的な援助をしている学生に対して、また種々の補助金を支えている納税者に対して、学生が適切な教育を購入していると確信が持てるように、教えて(説明して)いく義務がある(カッコ内は筆者による)」(小原訳1989:66)とし、公立学校への学校経営意識の促進と父母に対しては私学を含めて学校選択による自由を保障するよう政策を進めた。

アメリカ教育省による児童生徒・学生、そして家庭に対しての直接の働きかけ、さらには民間企業やNPOといった組織との連携は、従来の公教育行政の手法を複雑なものに変化させている。

そして、教育問題は80年代後半以降、重要な政策課題であると同時に国家レベルで取り組むべき段階であることを、アメリカ市民レベルで了解させる段階に入ったといえるのではないだろうか。つまり行政の動向を左右するアクターとしての「個人」の要求が力を持ったのである。

IV おわりに

以上本研究ノートにおいては、連邦政府によるアメリカ教育省の設立過程と政権閣僚の教育行政のかじ取りの変化について、1976年から85年(レーガン政権前期)というわずかな期間に限定して考察を試みた。

まず最初の問いであった、アメリカ教育省格上げの最大の要因は、アメリカを一つの国家として形成するための国民教育力の質向上であったといえる。そしてその背景には、政党の政策議題の優先順位や教育団体の圧力等が影響しているものの、1980年代以降においての新しい政治参加の顔となったのは「個人」であった。

そして民主党カーター政権のアメリカ教育省は、その「個人」の意見の了解をまとめることができなかった。しかしながら、共和党レーガン政権の

アメリカ教育省は、その「個人」の意見を、強力な広報力（メディア）手段—『危機に立つ国家』はその一つ—によって、国家教育行政の動態を巧みにコントロールしたのではないだろうか。

また本稿では詳細にふれる紙幅はないが、1990年代、12年間続いた共和党から政権を奪回した民主党クリントン（Bill Clinton）政権は、教育政策においてはそれまでの共和党の流れを踏襲した。学校教育における高い基準の設定と効果的な試験制度の開発を指示した「2000年の目標：アメリカを教育する法」(Goals 2000: Educate America Act)は、その事例である。そしてその背景には、ベネット長官がすすめた教育政策の一つであった全米知事会に対する学校改善のタスク・フォース（作業部会）において、当時アーカンソー州の民主党議員クリントンは「学校のリーダーシップと運営」部会の主査を務めていたことが関係していると推測できる。1990年代以降のアメリカ教育省は、政局の動向を左右する「個人」の要求に向けて一層の対応がミッションとなっている。

一方日本においても、1980年代以降におこる教育問題の社会的論争⁽¹⁰⁾に対して、政府による教育政策の対応への遅さや官僚的性質は、国民からの非難を生んだ。その背景には、やはり国民の政府に対する説明責任要求やその高まりを促進した公共のコミュニケーション（メディア）手段の発達があるのではないだろうか。

小玉（1999）は、「アメリカの教育改革において主張、実践されている市場論や規制緩和論は、必ずしも教育の私事化を志向するものではなく、むしろ、教育における公共性（パブリック）の模索として展開されている」と論じる。

地方分権が進む中、日本における新しい公教育行政を考える上でアメリカの連邦政府の中央集権化の動態は、まさに小玉の指摘する「模索」をよりシステムとして理解できるのかもしれない。

今後の研究課題としては、アメリカ教育省が教育行政の一翼とする国民一人ひとりとなつがっていかうとする広報 ICT（Information and Communication Technology）戦略に注目し、国民の要求という視角から、アメリカ教育政策の実態をとらえたいと考える。

【註】

- (1) Department of Education Organization Act of 1978. Report of the Committee on Governmental Affairs, United States Senate, to Accompany S. 991 to Establish a Department of Education and for Other Purposes, Together with Additional Views, 1978.
- (2) Establishment of a Department of Education. Message from the President of the United States Transmitting a Draft of Proposed Legislation to Establish a Department of Education, and for Other Purposes, 1979.
- (3) 原著は、ユネスコ及び IBE 主催の第 36 回国際教育会議に提出されたアメリカ政府報告書（「Progress of Education in the U.S.: 1974-75 and 1975-76」）である。合衆国の教育事業に関心なる他国へむけて、当時のアメリカの教育制度を整理・要約したもの。
- (4) Department of Education Organization Act of 1979. Report of the Committee on Governmental Affairs, United States Senate to Accompany S. 210 (March 27, 1979).
- (5) 教育調査 / 文部省編『アメリカ合衆国の教育』文部省大臣官房、1979年、14頁より。
- (6) その国家予算は、省庁の中で5番目の予算高である。Department of Education Organization Act of 1978, *op. cit.*, pp. 1-2.
- (7) *ibid.*, pp. 10-12.
- (8) The National Education Association より < <http://www.nea.org/> > (2012年8月25日)
- (9) 原題は、『A Nation at Risk: The Imperative for Educational Reform』。
- (10) たとえば、「受験戦争問題」「ゆとり教育論争」「学力低下問題」に対する行政措置等があげられよう。

【引用・参考文献】

- ・アメリカ教育省他著；西村和雄，戸瀬信之編訳『アメリカの教育改革』京都大学学術出版会、2004年。
- ・今村令子（1987）『教育は「国家」を救えるか—質・均等・選択の自由—』東信堂、1 - 3頁。
- ・上原貞雄（1971：a）『アメリカ教育行政の研究：その中央集権化の傾向』東海大学出版会、296頁。
- ・———（1971：b）同上、163頁。
- ・小原芳明訳／デレック・C・ボック著（1989）『ハーバード大学の戦略』玉川大学出版部。
- ・教育調査 / 文部省編『アメリカ合衆国の教育』文部省大臣官房、1979年。（原書：*Progress of Education In the U. S. : 1974- 75 and 1975 -76*）
- ・小玉重夫（1999）『教育改革と公共性：ボウルズ=ギンタスからハンナ・アレントへ』東京大学出版会、（i）。
- ・小松茂久（2006）『アメリカ都市教育政治の研究：20世紀におけるシカゴの教育統治改革』人文書院。
- ・坪井由実（1998）『アメリカ都市教育委員会制度の改革：分権化政策と教育自治』勁草書房。
- ・待鳥聡史（2009：a）『＜代表＞と＜統治＞のアメリカ政治』講談社、12 - 13頁。
- ・———（2009：b）同上書、315頁。
- ・U. S. Department of Education（2010）, *Overview of the U. S. Department of Education*, p.3.
- ・Stallings, D. T.（2002）, *A Brief History of THE U. S. DEPARTMENT OF EDUCATION, 1979-2002.*